

鎌倉市農業委員会 令和 7 年度 第 3 回総会 次第	
日 時	令和 7 年 (2025 年) 6 月 26 日 (木) 15 時 30 分開会
場 所	鎌倉商工会議所 3 階 301 会議室
委員名	1 番 関根豊、2 番 石原秀雄、3 番 小島信行、4 番 小泉紀久夫、 7 番 和田雅裕、8 番 二之宮智和、9 番 三橋猛、10 番 飯田亜希子、 11 番 郷原均、12 番 市川幸子、13 番 平井保男 以上 11 名
事務局出席者	太田事務局長・秋山事務局長補佐・神保主事・植竹事務職員
欠席委員	5 番 小川和巳、6 番 落合るみこ
議長(平井会長)	定刻になりました。 それでは、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(太田局長)	議長。5 番 小川委員、6 番 落合委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(平井会長)	本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、12 番 市川委員、1 番 関根委員にお願いします。 次回の現況証明委員については、5 番 小川委員、6 番 落合委員にお願いします。
議長(平井会長)	次に、日程第 1、報告第 7 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の決定に関する専決処分について、2 件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 1、報告第 7 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の決定に関する専決処分について、2 件まとめてご報告します。 以降は着席してご報告します。 本報告は、相続等により、農地の権利を取得した者が行う届出について、5 月 10 日から 6 月 10 日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の 1 ページと、2 ページの整理番号 1 をご覧ください。対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 6 年 1 月 25 日に相続により届出者が所有権を取得し、令和 7 年 6 月 4 日に専決処分いたしました。 続きまして、送付資料の 1 ページと、3 ページの整理番号 2 をご覧ください。 対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 6 年 11 月 11 日に包括遺贈による相続により届出者が持分 4 分の 1 についての所有権を取得し、令和 7 年 6 月 16 日に専決

	処分いたしました。 以上2件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第2、報告第8号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第2、報告第8号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について5月10日から6月10日までに受理し処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の4～6ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 4ページの番号1と、5ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年6月17日に駐車場へ転用のため、令和7年6月4日に専決処分いたしました。 続きまして、4ページの番号2と、6ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年6月25日に駐車場へ転用のため、令和7年6月4日に専決処分いたしました。 以上2件、賃貸借関係はありません。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、報告第9号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第3、報告第9号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、5月10日から6月10日までに受理し、処理

	した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の7～9ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 7ページの番号1と、8ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年5月29日に専用住宅へ転用のため、令和7年5月16日に専決処分いたしました。 続きまして、7ページの番号2と、9ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年9月1日に専用住宅へ転用のため、令和7年5月30日に専決処分いたしました。 以上2件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第4、報告第10号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について(賃貸借)、2件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第4、報告第10号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、ご報告します。 資料につきましては、送付資料の10ページをご覧ください 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 それでは、報告に移ります。 農地法第18条第1項では、農用地利用集積計画により農地の賃貸借をした当事者は、知事の許可を受けなければ賃貸借の解除ができないとされていますが、ただし書きにより、例外的に賃借権の解除ができる場合について定められています。本件は、この例外規定、同条同項第2号「合意による解約が、その解約によって農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前六月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合」に当てはまるため、賃借権の解除がなされたものです。 また農地法施行規則により、この例外規定による解約成立後は30日以内に農業委員会に通知することとなっており、本件は、この合意解約に基づく通知としてなされたものです。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。

議長(平井会長)	次に、日程第5、議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第5、議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 はじめに、農地法第3条についてご説明します。 農業委員会研修テキストシリーズ2 農地法の6ページをご覧ください。 農地を農地として貸し借り、売買するには、農業委員会による、農地法第3条の許可を受ける必要があります。 次に、8ページをご覧ください。 農地法第3条の許可については、農地の借り手や、買い手の要件があり、これを満たした者でなければ許可することができないものです。 それでは、テキストに記載の要件に沿ってご説明いたします。 送付資料は11ページの議案書、12～15ページの参考資料をご覧ください。 送付資料12ページの参考資料①の白抜きの太枠内の土地が、本件の対象地となります。 本件は、議案書記載の譲受人から、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請書が提出されたものです。 許可にあたっては、テキスト8ページに記載のとおり、個人の基本要件である、①全部効率要件 ②農作業常時従事要件 ③地域との調和要件 の3つを満たしていることが条件となります。 まず、テキスト9ページに記載されている「全部効率要件」についてご説明します。 これは、権利を取得しようとする者が、現在耕作している土地を含めてすべてを効率的に耕作できるかについて ①機械が十分に確保されているか ②労働力が十分に確保されているか ③技術が十分にあるか の3つに着眼して総合的に判断するものです。 今回の譲受人に照らしてみますと、 ① 機械については 現在所有しているものとして「刈払機」となります。また、導入予定としてはトラクター、ハンマーナイフモア、管理機となっています。 ② 続いて、労働力については 1名で営農し、今後の増員予定はありません。 ③続いて、技術については 送付資料14ページのとおり農業大学校を卒業しています。 次に、送付資料15ページの「鎌倉市新規就農者受入基準及び受入手続に関する要綱」について、ご説明いたします。 同要綱は令和5年4月1日に農水課において定めたもので、鎌倉市内の農地を自ら借り受け、新たに農業経営を営もうとする方(非

	農家出身)は、第2条の新規就農者の要件を満たすことが求められます。 新規就農者で農地法第3条の許可について申請があった際についても、同要綱を満たす者であることを必要な要件としています。要件を満たしていることを確認済みです。 次に、テキスト10ページの3「農作業常時従事要件」についてですが、譲受人が農作業に従事する日数が150日以上であることを確認するものです。 譲受人は年200日従事するとのことで、要件を満たしています。 最後に、テキスト10ページに記載の4「地域との調和要件」についてですが、これは権利の取得により、地域計画の達成に支障が生じないか、農地の集団化等に支障が生じないかを判断するものです。 こちらについては、地域計画が策定されている関谷・城廻については、3条許可の申請があった場合、地域計画区域内の農地かどうか、目標地図に位置づけられた担い手かどうかを事前に事務局にて確認が必要となりますが、申請地については、地域計画区域外であることを農水課へ確認済みです。また、今回の農地の取得によって周辺地域の利用を分断する影響はないことを現地で確認しています。 続いて、送付資料13ページの参考資料②をご覧ください。 営農計画書には「申請地の取得後3年間の作付予定」と「現在の営農計画書」、「これからの営農計画」などを記載しています。また、一年ごとの営農計画について、記載していますので、ご覧ください。 農業者の観点から、営農計画書をご覧ください、ご審議いただければと思います。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の和田委員から補足説明をお願いします。
7番(和田委員)	議長。7番。6月18日(水)午前9時30分より、平井会長と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、一部雑草等が生えている状態でしたが、譲受人が、利用開始後に草刈りを含め作業が行われる予定であることを確認しています。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)

議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 11 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 11 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 6、議案第 12 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 6、議案第 12 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、ご説明いたします。 送付資料 16 ページの議案書及び 17、18 ページ参考資料をご覧ください。 まず、生産緑地の買取申出について説明いたします。 参考資料①、生産緑地買取り申出に関するフローをご覧ください。 フロー図左上のとおり、農業の主たる従事者が死亡したとき、もしくは従事することを不可能にさせる故障に至ったとき、指定後 30 年を経過したときは、生産緑地法第 10 条に基づき、「市長に生産緑地を時価で買い取る申し出をすることができる」と規定されております。 市長は、買取申出があった場合は、その日から起算して、1 ヶ月以内に生産緑地を買取る旨、又は買取らない旨を書面で通知することとなっています。 また、買取申出があった日から起算して 3 ヶ月以内に所有権移転が行なわれなかったときは、当該生産緑地の行為の制限は解除され、これ以降は、通常の市街化区域の農地と同様に、農地転用届出等を行うことが可能になります。 次に生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について説明いたします。 先程ご説明した市への買取申出を行うに当たり、これまで耕作していた者が、死亡または重度の故障に至るまで、その土地の農業の主たる従事者であったことを農業委員会が証明する必要があるものです。 本件は、対象地の主たる従事者が、令和 7 年 1 月 16 日死亡により、その後耕作が行われていないことから「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書」の交付申請があったものです。 現在の土地所有者である申請者、その他の親族で農業従事者はおらず、対象地での耕作を継続することができないため、市へ買取申出を行うに当たり、本証明書の申請があったものです。 本議案が承認されれば、申請人へ証明書を発行し、その後市への買取申出がなされ、参考資料のフローに沿って手続きが進むものです。

	以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の和田委員から補足説明をお願いします。
7 番 (和田委員)	議長。7 番。6 月 18 日 (水) 午前 9 時 30 分より、平井会長と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、梅の木が植わっていましたが、下草の草刈り等を行われておらず、梅の収穫も行われていませんでした。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 12 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 12 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 7、議案 第13号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程 第 7、議案第13号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 19 ページの議案書、20 ページの参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求められているものです。 促進計画については、市が計画案の作成及び農業委員会への意見聴取を行い、当該計画案を受けた農業会議が、必要に応じて利害関係人からの意見聴取を踏まえ計画を策定します。策定された促進計画は、審査・認可を経て公告されます。 送付資料 20 ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。 期間は令和 7 年 8 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日までの 2 年 9 ヶ月間で、賃貸借により耕作するものです。 転借人 1 名の農作業に従事する日数は、180 日となっています。 なお、対象地については、新規の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の和田委員から補足説明をお願いします。
7 番 (和田委員)	議長。7 番。6 月 18 日 (水) 午前 9 時 30 分より、平井会長と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、草刈りが行われてお

	り、特段の問題は無いものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。 ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第13号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第13号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第8、議案第14号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程 第8、議案第14号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。 お手元の送付資料21ページの議案書、22、23ページの参考資料をご覧ください。 送付資料22ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。 期間は令和7年8月1日から令和12年7月31日までの5年間で、使用貸借により耕作するものです。 転借人1名の農作業に従事する日数は、350日となっています。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の和田委員から補足説明をお願いします。
7番(和田委員)	議長。7番。6月18日(水)午前9時30分より、平井会長と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされており、特段の問題は無いものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。 ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第14号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第14号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第9、議案第15号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。

	事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程 第9、議案第15号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 24 ページの議案書、25、26 ページの参考資料をご覧ください。 送付資料 25 ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。 期間は令和7年8月1日から令和10年7月31日までの3年間で、賃貸借により耕作するものです。 転借人は新規就農者であることから送付資料 15 ページの「鎌倉市新規就農者受入基準及び受入手続に関する要綱」の要件を満たす必要がありますが、送付資料 26 ページのとおり、要件を満たしていることを確認済みです。 転借人1名の農作業に従事する日数は、211日となっています。 なお、対象地については、新規の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の和田委員から補足説明をお願いします。
7番(和田委員)	議長。7番。6月18日(水)午前9時30分より、平井会長と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、一部雑草等が生えている状態でしたが、譲受人が、利用開始後に草刈りを含め作業が行われる予定であることを確認しています。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第15号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第15号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第10、議案第16号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程 第10、議案第16号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 27 ページの議案書、28 ページの参考資料をご覧ください。 送付資料 28 ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。 期間は令和7年8月1日から令和10年7月31日までの3年間で、賃貸借により耕作するものです。

	転借人1名の農作業に従事する日数は、300日となっています。 なお、対象地については、新規の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の和田委員から補足説明をお願いします。
7番(和田委員)	議長。7番。6月18日(水)午前9時30分より、平井会長と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされており、特段の問題は無いものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第16号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第16号は承認されました。 議案第13号から第16号につきましては、「農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト」を農水課へ回答する必要がありますので本日配布しました議案第13～16号回答案のとおり農水課へ提出することとします。
議長(平井会長)	次に、日程第11、その他、諸般の報告について、5件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第11、その他、諸般の報告について、5件、報告いたします。 諸般の報告1、農地相談会の開催について、報告いたします。 7月30日(水)に本年度第1回目の農地相談会をJAさがみ・鎌倉市・農業委員会事務局とで実施する予定です。 農家の方へは、JAの回覧で周知をしているとのこと。場所はJAさがみ玉縄支店で行います。 相談者にはあらかじめ予約をお願いしていますが、当日どうしても相談したいという場合は、飛込みでも相談もお受付しています。相談希望の方がお近くにいらっしゃいましたら、ご案内いただきますようお願いいたします。 なお、最適化活動の一環として、農業委員の方にも1名参加をお願いしておりまして、今回は和田委員にご出席いただく予定となっています。 和田委員には別途、予約状況と集合時間を連絡させていただきます。

次に、諸般の報告 2、令和 6 年度の農業委員会の最適化活動の点検・評価の実施、ならびに、令和 7 年度の農業委員会の最適化活動の点検・評価の実施について、ご報告します。

お手元の「諸般の報告 2 参考資料①」をご覧ください。

農林水産省経営局長名で農業委員会による最適化活動の目標の点検・評価の実施について、規定されています。

送付資料の 5 ページ下線部にその規定があります。そこには、各推進委員等は、毎年度、記録簿に基づき、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、自ら点検・評価するとともに、その結果を翌年度の 4 月末までに農業委員会に提出し、農業委員会は、各推進委員等から提出された点検・評価の結果を 5 月末までに、総会において点検・評価し、その結果を各推進委員等に通知するものとなっています。

なお、5 月総会の議案として、最適化活動の令和 6 年度点検・評価についてはご審議いただき、承認をいただいております。

次に、「諸般の報告 2 参考資料②」をご覧ください。これまで、農業委員会としては各委員の活動記録簿については確認していたものの、点検・評価シート（様式 3）については、令和 6 年度の点検・評価から新たに提出を求められた様式であり、急遽要求されたものであるため、今回は事務局にて活動記録簿に基づき、作成を行いました。

（1）最適化活動の実施状況については、活動記録簿に基づいて作成を行い、（2）成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果については、委員別の目標を設定していないため、令和 7 年 5 月総会で承認いただいた全体の目標及び実績を入力しています。

本日、委員の皆様にご確認いただき、ご承認をいただければ、神奈川県を通じて国への報告も行う予定です。

次に、「諸般の報告 2 参考資料③」をご覧ください。

令和 7 年度の農業委員会の最適化活動の点検・評価の実施については、記録簿に基づき、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、自ら点検・評価することになっていることから、各自でご記入いただき、作成をお願いいたします。

令和 8 年 4 月総会の会場で、回収をさせていただきますので、「諸般の報告 2 参考資料③」の網掛け部分について記入をお願いいたします。

なお、作成する際に活動日数や意向把握の実施回数等、数字を記入する項目と、実施した活動に○を記入する項目がありますのでご注意ください。今後、作成していく中で何かご不明点等がありましたら事務局にご相談ください。

次に、諸般の報告 3、遊休農地解消対策実践活動について、報告いたします。作業は、7 月 3 日（木）午前 9 時 30 分から 2 時間で、草刈り・除草剤散布作業等を行います。

	Cグループの皆様、ご協力の程、よろしくお願いいたします。 本日対象委員の机上に配布させていただきましたので、ご確認ください。 駐車スペースですが、農地の脇に縦列駐車が出来ますので、到着した方から順番に詰めて駐車いただきますようお願いいたします。 当日が雨天の場合は、7月8日（火）の午前9時30分からに延期しますのでよろしくお願いいたします。 次に、諸般の報告4、令和7年度公務災害補償制度の加入（継続）について報告します。 公益社団法人神奈川県農業会議会長から標記の件について通知があり、令和6年度公務災害補償制度（令和6年10月1日～1年間）について農業委員13名全員が加入していることから、令和7年度についても引き続き加入するため、被保険者名簿を提出させていただきます。振込については親睦会費から振込します。 次に、諸般の報告5、次回の総会は、7月29日（火）を予定しています。開始時刻については、案件によって例月よりも遅い午後4時からにすることを検討していますので、開催通知でお知らせします。会場は鎌倉商工会議所1階102会議室になります。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	（「なし」の声）
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和7年度第3回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長、 平井 保男	
議事録署名委員 12 番 市川 孝子	
議事録署名委員 1 番 関 根 豊	